

第4期医療費適正化計画 PDCA管理様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の受診率に関する数値目標（下段：市町村国保分）

2023年度 【計画の足下値】	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
㊤56.0%	—	—	—	—	—	70%
㊤38.2%	—	—	—	—	—	60%以上
実績値	㊤59.0%					
	㊤40.4%					
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け（会議・研修） ○健康経営の推進 ○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者や、特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金（県繰入金）による支援を実施 ○特定健康診査受診率等の低い市町村保険者に対する実地による指導助言を実施 ○かかりつけ医から特定健診未受診者に係る検査項目データを提供してもらった診療情報提供事業の取組を普及・支援 ○市町村保険者との会議で、受診率向上のための優れた取組事例を紹介し、各種取組の実施を促進 ○保険者協議会で特定健診受診率向上のため、広報の電子データを作成して県内保険者に提供					
	【課題】 ・目標達成に向け、職域と連携した実施率向上に向けた施策を推進していく必要がある。 ・市町村国保分について、特定健康診査の実施率の伸びが鈍化し、目標値と乖離している。					
2025年度以降の改善について	・より一層、職域や関係団体と連携し、様々な機会を通じて実施率向上に関する普及啓発活動や地域の専門職に向けた研修会等を実施していく。 ・市町村国保分について、引き続き、各保険者の取組の情報共有や好事例の横展開につながる研修会の開催、特別交付金（県繰入金）による財政支援、実地による指導助言を行う。					

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省）

※丸数字は、年度（西暦）を表している。

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標（下段：市町村国保分）

2023年度 【計画の足下値】	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
㊤18.7%	—	—	—	—	—	45%
㊤19.4%	—	—	—	—	—	60%以上
実績値	㊤20.8%					
	㊤18.7%					
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け（会議・研修） ○健康経営の推進 ○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者や、特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金（県繰入金）による支援を実施 ○保険者協議会による特定保健指導実務者向け研修会の開催 ○市町村国保への財政支援や指導助言					
	【課題】 ・特定保健指導実施率は上昇傾向にあるものの、全国平均を下回っており、職域と連携した実施率向上対策を行っていく必要がある。 ・市町村国保分について、特定保健指導の実施率が目標値と乖離している。					
2025年度以降の改善について	・より一層、職域や関係団体と連携し、様々な機会を通じて実施率向上に関する普及啓発活動や地域の専門職に向けた研修会等を実施していく。 ・市町村国保分について、引き続き、各保険者の取組の情報共有や好事例の横展開につながる研修会の開催、特別交付金（県繰入金）による財政支援、実地による指導助言を行う。					

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省）

※丸数字は、年度（西暦）を表している。

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2023年度 【計画の足下値】	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
◎11.4%	—	—	—	—	—	25%
実績値	◎14.8%					
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○市町村のゆるキャラ等「けんこう大使」による啓発 ○県や各保健所による市町村や企業等への働き掛け（会議・研修） ○市町村国保、協会けんぽ、各医療保険者から提供を受けた特定健診データを解析し、地域の健康課題に応じた対策を各保健所、市町村で実施 ○健康経営の推進 ○生活習慣病重症化予防に取り組む市町村保険者に対し、特別交付金（県繰入金）による支援を実施 ○特定健診未受診者対策及び特定保健指導利用動奨に尽力する市町村保険者に対し、特別交付金（県繰入金）による支援を実施 ○保険者協議会による特定保健指導実務者向け研修会（7月に初任者向け2日間及び経験者向け2日間） ○市町村国保への財政支援や指導助言					
	【課題】 ・目標達成に向け、職域や関係団体と連携した実施率向上に向けた施策を推進していく必要がある。					
2025年度以降の改善について	・より一層、職域や関係団体と連携し、様々な機会を通じてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少に関する普及啓発活動や地域の専門職に向けた研修会等を実施していく。 ・引き続き、市町村保険者に対する特別交付金（県繰入金）による財政支援、指導助言を実施する。					

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省）
※丸数字は、年度（西暦）を表している。

④ たばこ対策に関する目標

目標	健康増進法の順守を徹底するとともに、認証制度の周知啓発を行い、受動喫煙防止対策を促進する。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○県ホームページでの禁煙外來の情報提供 ○各種業界団体に対する健康増進法の普及啓発 ○県認証制度の推進や埼玉県受動喫煙防止条例の施行による受動喫煙防止対策の推進 ○受動喫煙に係るシステムを活用した適正な届出、指導等管理の実施 ○飲食店を個別訪問し、周知啓発を実施 ○喫煙が大きな原因となる慢性閉塞性肺疾患（COPD）の周知啓発について、県民がセルフチェックできるチラシを作成 ○動画放映による県民への周知を実施
	【課題】 ・法や条例等に基づく適切な普及啓発の実施を行うとともに、喫煙対策について更なる推進を図る必要がある。
2025年度以降の改善について	・引き続き、各種業界団体、商工団体のほか、個別の店舗、県民等への周知啓発を行う施策を検討、実施していく。 ・引き続き、COPDのチラシの配布等周知啓発を実施していく。

⑤ 予防接種に関する目標

目標	予防接種の適切な実施に向けた普及啓発
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○市町村が実施する定期予防接種の対象者に向けた普及啓発 ・県ホームページに予防接種に関する情報を掲載 ・就学時健康診断対象児の接種を呼び掛ける啓発資料を作成し市町村へ送付 ・ヒトパピローマウイルス感染症のキャッチアップ接種について、県広報誌やSNS、デジタル・サイネージなど様々な媒体を利用した接種に係る広報を実施
	【課題】 ・対象者が接種機会を逃すことがないよう、継続して普及啓発に努める必要がある。
2025年度以降の改善について	・引き続き、様々な広報媒体により予防接種の普及啓発に努める。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

目標	糖尿病患者の重症化を予防し、県民の健康維持、医療費の適正化を図るとともに、生活習慣病予防・改善に向けた歯科口腔（くう）保健を推進する。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施 ・国民健康保険加入者を対象として、健診、レセプトデータから糖尿病性腎症のハイリスク者を抽出する。医療機関に通院していない者には受診勧奨、医療機関に通院している者にはかかりつけ医と連携して保健指導を実施する。 ○がん、心疾患、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病予防・改善に向けた歯科口腔（くう）保健の推進と医科歯科連携の強化 【課題】 ○糖尿病性腎症重症化予防対策事業 ・受診勧奨による医療機関受診者数の伸び悩み ・保健指導参加者数の伸び悩み ○がん、心疾患、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病予防・改善に向けた歯科口腔（くう）保健の推進と医科歯科連携の強化 ・歯科と他医療分野が連携した対策の促進
2025年度以降の改善について	○糖尿病性腎症重症化予防対策事業 ・より効果的な勧奨方法の検討 ・県医師会を通じた都市医師会への協力依頼など、医療機関との連携強化 ○がん、心疾患、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病予防・改善に向けた歯科口腔（くう）保健の推進と医科歯科連携の強化 ・歯科医師・歯科衛生士を対象に、糖尿病やがん、心疾患、脳卒中などの生活習慣病に対応するための研修会を実施 ・歯周病と糖尿病やがん、心疾患、脳卒中等の生活習慣病との関連に係る知識の普及啓発 ・歯科と他医療分野が連携した対策の促進

⑦ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進に関する目標

目標	介護予防事業等において口腔（くう）機能向上のための取組を実施する市町村数の増加
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○市町村が行う高齢者の自立支援や介護予防等の取組をオーダーメイド・伴走型で支援 ○地域リハビリテーション・ケアサポートセンターの運営（リハビリ専門職の育成及び市町村への派遣） ○介護予防実践者向け研修の実施（サービス・活動C、その他介護予防の取組 等） ○市町村職員等を対象に「高齢者歯科保健研修会」を開催し、高齢期の歯科口腔保健を推進 【課題】 ・市町村への伴走支援を行うにあたり、より具体的に市町村の実情を把握する必要がある。 ・高齢者の全身状態や口腔（くう）機能の低下を防ぐため、市町村が実施する介護予防におけるオーラルフレイル対策・口腔（くう）機能向上の取組を促進する。
2025年度以降の改善について	・市町村への伴走支援を行うにあたり、市町村の実情をより具体的に把握するため、2025年度は全市町村との意見交換会を行った。 ・市町村や地域の自主的活動として実施されている健康教室等で口腔（くう）機能向上トレーニング等の実施など介護予防における口腔（くう）ケアの取組を促進し、オーラルフレイルの普及啓発を実施 ・認知症の疑いのある高齢者等に早期に気付き、口腔（くう）機能管理を適切に行うことを促進するため、歯科医師の認知症対応力を向上させる研修を実施

⑧ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

目標	健康づくり事業に取り組む市町村の健康増進事業を支援する。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○市町村等による健康増進事業の支援
	【課題】 ○市町村等への支援 健康長寿サポーターの養成人数の伸びが鈍化しているため、事業内容の見直しが必要
2025年度以降の改善について	○市町村等への支援 講習内容のリニューアルやeラーニングの整備を行い、名称も「みんなで健康マイスター」に変更した。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標

a. 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2023年度 【計画の定下値】	第4期計画期間					
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度 (目標値)
◎84.0%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
実績値	89.0%					
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催 ○ジェネリック医薬品勉強会の開催 ○ジェネリック医薬品研修会の開催 ○汎用ジェネリック医薬品リストの更新 ○医療機関訪問 ○啓発用リーフレットの作成					
	【課題】 ・ジェネリック医薬品の安定供給の確保					
2025年度以降の改善について	・第4期の取組を継続していくとともに、ジェネリック医薬品の安定供給の確保について国に要望していく。					

出典：「最近の調剤医療費の動向」（厚生労働省）

※丸数字は、年度（西暦）を表している。

b. バイオ後続品の使用促進に関する目標

目標	バイオ後続品の使用促進
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○ジェネリック医薬品（バイオ後続品を含む）に関する研修会の開催
	【課題】 ・バイオ後続品に対する理解・定着
2025年度以降の改善について	・啓発用リーフレットの作成、医療機関訪問（協会けんぽと合同）

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

目標	かかりつけ薬剤師・薬局の推進等、ジェネリック医薬品の使用促進
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○汎用ジェネリック医薬品リストの作成 ○「かかりつけ薬剤師・薬局」の機能強化による多剤・重複投薬の防止や残薬対策などの適正使用の推進
	【課題】 なし
2025年度以降の改善について	なし

③ 医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標

目標	病床機能の分化・連携を進めることにより、限られた医療資源を効果的に活用する。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○急性期病床から地域包括ケア病棟等回復期病床への転換を行う医療機関への施設整備費及び設備整備費に関する助成による転換促進 ○病床機能報告制度と定量基準分析の実施と分析結果を活用した医療機能情報の提供と共有 ○令和7年（2025年）に向けた各医療機関の対応方針の策定と地域医療構想調整会議における協議と合意 ○地域医療構想アドバイザー制度を活用した地域医療構想調整会議での議論の活性化 【課題】 ・引き続き、急性期病床から回復期病床への転換を促進する必要がある。 ・地域医療構想調整会議の議論を活性化させ、各医療機関が担う医療機能の明確化と医療機関間の相互連携を一層推進させる必要がある。
2025年度以降の改善について	・基準額を見直し、機能転換の促進を図る。 ・引き続き地域医療構想アドバイザーの助言を得ながら、新たな地域医療構想の策定に向けた議論の活性化のために有用なデータの提示を行っていく。

④ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進に関する目標

目標	人生の最期まで住み慣れた自宅で療養できるように在宅医療提供体制の充実を図る。
2024年度の 取組・課題	【取組】 ○在宅医療に必要な連携を担う拠点に対する広域的な継続支援と在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村への支援 【課題】 ・在宅医療連携拠点間での取組に温度差がある。
2025年度以降の改善について	・全ての拠点において同水準の事業が実施されるよう促していく。

2．保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

2024年度の 取組	特定健診データの解析対象者について、埼玉県保険者協議会が市町村国保のほか職域保険からデータの提供を受け、衛生研究所で解析を行った。 また、保険者協議会による特定健診受診率向上のポスターを作成した。
2025年度以降の改善について	引き続き、被用者保険への特定健診データの提供の呼び掛けや保険者共同の広報を行う。

3．医療費の実績に関する評価

2023年度 （計画の足元値）	2024年度
2兆5,109億円	
医療費適正化に係る取組を行わない場合の推計医療費	2兆4,158億円
医療費適正化に係る取組を行った場合の推計医療費	2兆4,012億円